

報告事項

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 概要

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布（同年4月1日施行）されたことを受け、本市において、次の内容で富士見市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行いました。

2 主な改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る改正

① 国民健康保険税の課税額の項目に追加【第2条第1項第4号】

ア 基礎課税額

イ 後期高齢者支援金等課税額

ウ 介護納付金課税額

エ 子ども・子育て支援納付金課税額 ←ここを追加

② 計算方法及び課税限度額を規定【第2条第5項、第7条の3、第7条の4及び第7条の5】

所得割率	均等割額	18歳以上均等割額	課税限度額
0.29%	1,773円	125円	3万円

③ 低所得世帯、未就学児の軽減等に軽減額を追加【第19条第1項及び第2項】

	低所得世帯に対する軽減額		未就学児の軽減額 ≪5割軽減≫
	均等割額	18歳以上均等割額	
7割軽減	1,242円	88円	266円
5割軽減	887円	63円	443円
2割軽減	355円	25円	709円
軽減なし	—	—	887円

④ 産前産後期間の軽減に追加【第19条第3項】

⑤ 18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減を追加≪10割軽減≫【第19条第4項】

(2) 軽減判定基準に係る改正

区分	改正前	改正後
7割軽減	43万 +10万×(給与所得者等の数-1)	43万 +10万×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万+ 30.5万 ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)	43万+ 31万 ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万+ 56万 ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)	43万+ 57万 ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)

3 施行日

令和8年4月1日